

○ 平成十四年二月二十九日金融庁告示第二十八号（保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）

改正案

現行

保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第七項、第二百七十一条の二十二第五項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条第一項第一号、同条第八項及び第二百十条の七第九項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第五十号）及び保険業法第二百七十一条の六第五項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第五十一号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第七項、第二百七十一条の二十二第五項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条第一項第一号、同条第六項及び第二百十条の七第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第五十号）及び保険業法第二百七十一条の六第五項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第五十一号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

（定義）

第一条 この告示において「保険会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「保険持株会社」又は「少額短期保険業者」とは、それ

（定義）

第一条 この告示において「保険会社」、「子会社」、「保険持株会社」又は「総株主等の議決権」とは、それぞれ、保険業法（以下「

ぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、  
総株主等の議決権、子会社、保険持株会社又は少額短期保険業者  
をいい、「保険持株特定保険子会社」又は「特定保険子会社」とは  
、それぞれ保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条  
第三項第一号に規定する保険持株特定保険子会社又は特定保険子会  
社をいい、「保険会社集団」とは同項第二号に規定する保険会社集  
団をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「証  
券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保  
険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業  
を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞ  
れ法第百六条第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社  
、証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀  
行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社又は信託業を営む  
外国の会社をいい、「従属業務」とは、法第百六条第二項第一号に規  
定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、  
「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「  
保険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券  
業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業  
務」とは、それぞれ法第二百七十一条の二十二第一項に規定する銀  
行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会  
社、保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を  
営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

法」という。）第二条に規定する保険会社、子会社、保険持株会社  
又は総株主等の議決権をいう。

2 第二条から第五条において「銀行」、「長期信用銀行」、「証  
券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保  
険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を  
営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞ  
れ法第百六条第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、  
証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀行  
業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社又は信託業を営む外  
国の会社をいい、「従属業務」とは、法第百六条第二項第一号に規  
定する従属業務をいう。

3 第六条から第八条において「銀行」、「長期信用銀行」、「証  
券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保  
険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を  
営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」と  
は、それぞれ、法第二百七十一条の二十二第一項に規定する銀行、  
長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、  
保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む  
外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第二条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等(当該保険会社の特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団又は保険持株会社集団(規則第五十六条第三項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。次項において同じ)をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第五十六条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社又はその子会社等(規則第五十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険会社又はその子会社等に属する会社の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社等に属する会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社等に属する会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に

(保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第二条 保険会社又は保険業を行う外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第五十六条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社又はその子会社等(規則第五十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険会社の役員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。)の額に占め

当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。)の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険会社及びその子会社(当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限)を保有されている会社であること。

2) 前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団(以下この項において、「保険会社に係る集団」という。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第五十六条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社に係る集団(規則第五十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険会社に係る集

る割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社又はその子会社である保険会社若しくは保険業を行う外国の会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げる要件を満たしていること。  
当該保険会社及びその子会社(当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限)を保有されている会社であること。

2) 前項の規定にかかわらず、当該従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために従属業務を営む場合は、前項第一号イ中「当該保険会社」とあるのは「自らを子会社とする保険持株会社及びその子会社」と、「当該保険会社の役員を含む。」及びその子会社」とあるのは「当該保険持株会社の子会社である保険会社の役員を含む。」と読み替えて適用する。

団に属する会社の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入（同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社に係る集団に属する会社であるときは、当該保険会社に係る集団に属する会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があり、かつ、当該保険会社に係る集団に属するすべての他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団において、それぞれの者に属する他の保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

(銀行等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは「当該保険会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

(銀行等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第三条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号ロ中「当該保険会社又はその子会社である保険会社若しくは保険業を行う外国の会社」とあるのは「当該保険会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号ロ中「当該保険会社又はその子会社である保険会社若しくは保険業を行う外国の会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社の従属業務を営む会社が保険会社のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第百六条第四項の場合において、保険会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とする。

一 (改正不要)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号ロ中「当該保険会社又はその子会社である保険会社若しくは保険業を行う外国の会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社の従属業務を営む会社が保険会社のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第百六条第四項の場合において、保険会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とする。

一 規則第五十六条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該保険会社(同項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険会社の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

（保険持株会社の従属業務を営む会社が保険持株会社のために営む従属業務に関する基準）

第七条 保険持株会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とする。

一 規則第二百十条の七第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該保険持株会社（同項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険持株会社の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入（同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険持株会社又はその子会社であるときは、当該保険持株会社又はその子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当

務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げる要件を満たしていること。

当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

（新設）



該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）の額に占める割合が百分の五十を下回らな（こと）。

二 規則第二百十條の七第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険持株会社及びその子会社（当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社である（こと）。

（保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第八条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団（規則第二百十條の七第一項第一号に規定する保険持株会社集団をいう。以下この項において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第二百十條の七第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしている（こと）。

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の保険持株会社集団（規則第二百十條の七第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については当該保険持

（保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第七条 保険会社又は保険業を行う外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第二百十條の七第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしている（こと）。

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社及びその子会社（規則第二百十條の七第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については当該保険持株会

株会社の保険持株会社集団に属する会社の役職員を含む。) からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険持株会社の保険持株会社集団に属する会社であるときは、当該保険持株会社の保険持株会社集団に属する会社)が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。)の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社(保険会社を除く。)若しくは保険持株特定保険子会社(保険会社を除く。)のいずれかからの収入があること。

二 規則第二百十条の七第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険持株会社及びその子会社(当該保険持株会社により、総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においては、その上限)を保有されている会社であること。

2| 前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号に規定する保険持株会社集団をいう。)及び保険会社(当該保険持株会社の子会社で

社の子会社である保険会社の役職員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険持株会社又はその子会社であるときは、当該保険持株会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。)の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第二百十条の七第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げる要件を満たしていること。  
当該保険持株会社及びその子会社(当該保険持株会社により、総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においては、その上限)を保有されている会社であること。

ある保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団(規則第五十六条第三項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。)又は他の保険持株会社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号に規定する保険持株会社集団をいう。)(以下この項において「保険持株会社に係る集団」という。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第二百十条の七第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社に係る集団(規則第二百十条の七第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険持株会社に係る集団に属する会社の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険持株会社に係る集団に属する会社であるときは、当該保険持株会社に係る集団に属する会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。)の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社(保険会

社を除く。)若しくは保険持株特定保険子会社(保険会社を除く。)のいずれかからの収入があり、かつ、当該保険持株会社に係る集団に属するすべての保険会社(当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団(規則第五十六条第三項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。)又は他の保険持株会社の保険持株会社集団をいう。において、それぞれの者に属する保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第二百十条の七第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険持株会社及びその子会社(当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)によりその総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限)を保有されている会社であること。

(銀行等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険持株会社に係る集団に属する保険会社

(銀行等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第八条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号ロ中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を行

その特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号口中「当該保険持株会社に係る集団に属する保険会社、その特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十一条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号口中「当該保険持株会社に係る集団に属する保険会社、その特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは

「当該保険持株会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第九条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第一号口中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を行う外国の会社」とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第十条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第一号口中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を行う外国の会社」とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である信託専

、 「当該保険持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

